

## 女性の活躍促進のための数値目標を定め、公表し、当該数値目標を達成した場合の加算

- 1 代替要員確保コース、休業中能力アップコースまたは期間雇用者継続就業支援コースの支給対象となる事業主が、次の全てに該当する場合、助成金の支給額が加算されます。

チェック項目(下線部については、以下の「解説」を参照して下さい。)	チェック欄
① 中小企業両立支援助成金(代替要員確保コース、休業中能力アップコースまたは期間雇用者継続就業支援コース)の支給対象となる中小企業事業主である。	
② 「女性の採用拡大」、「女性の職域拡大」または「女性の管理職(課長相当職以上をいう。以下同じ。)登用等」のいずれかの取組についての数値目標を設定している。数値目標の対象となる女性労働者は <u>通常の労働者</u> である。	
③ ①の助成金の支給申請期間の開始日の前日までに、「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト(※)」内の「女性活躍推進宣言コーナー(※※)」に、②の数値目標を含む内容の <u>宣言</u> を掲載している。	
④ ③の数値目標の達成までに宣言掲載後、6か月以上の取組を行っている。	
⑤ ①の助成金の支給申請期間の開始日の前日から起算して1年を経過する日までに数値目標を達成し、その後本加算の支給申請日までその状態が継続している。(複数の目標を立てている場合は、少なくとも1項目以上の数値目標を達成している。)	

### 【下線部についての解説】

#### (1)「数値目標」とは

ア この数値目標は、男女労働者に占める女性労働者の割合が4割を下回る雇用管理区分ごとに、それぞれの雇用管理区分における採用、職務、管理職登用等において、増加させようとする女性労働者数を言います。

いずれの取組についての数値目標についても、雇用管理区分ごとに判断します。(雇用管理区分については、「支給申請書様式第1号」裏面参照。)

「女性の管理職登用等」の中には、社内の規定等に基づいて、宣言日時点から支給申請日時点までに一つの雇用管理区分において男女労働者に占める女性労働者の割合が4割を下回る役職への登用を行うに当たり必要となる社内試験に合格した女性労働者の増加数も含まれます。

## (2) 通常の労働者とは

通常の労働者についてはP33を参照してください。

## (3) 宣言の掲載とは

この宣言は、本加算の対象となる中小企業両立支援助成金の支給申請期間の開始日の前日までに、**※※女性の活躍推進宣言コーナー**に掲載（掲載内容を更新した場合を含む）する必要があります。

なお、登録から掲載には7日から10日程度を要します。

※ポジティブ・アクション情報ポータルサイト

<http://www.positiveaction.jp/>

※※女性の活躍推進宣言コーナー

<http://www.positiveaction.jp/declaration/>

## 2 加算される額

### ● 1事業主1回限り: 5万円

(中小企業両立支援助成金の他のコースで受給した場合、支給対象となりません。)

## 3 受給の手続き

### ✓ 支給申請期限

7月1日から12月末日までに目標を達成した場合は、翌年1月1日から2月末日までに、1月1日から6月30日までに目標を達成した場合は7月1日から8月末日までに申請してください。

ただし、平成25年度においては、平成26年1月末日までに目標を達成した場合は、平成26年2月1日から3月末日までに申請してください。

いずれの場合においても加算の対象となる中小企業両立支援助成金（代替要員確保コース、休業中能力アップコース、期間雇用者継続就業支援コース）の支給申請前に申請することはできません。

また、上記中小企業両立支援助成金が不支給の場合は不支給となります。

## 必要書類

### 次のすべての提出書類

#### 提出書類

- ① 支給申請書様式第1号(女性の活躍促進のための数値目標を定め、公表し、当該数値目標を達成した場合の加算関係)
  - ② 「女性の活躍推進宣言コーナー」の掲載内容の写し(取組期間中に数値目標を変更した場合は変更時の記載内容を含む。)
  - ③ 通常の労働者に適用される就業規則または女性の活躍促進のための取組(以下「ポジティブ・アクションの取組」という)の対象となる女性労働者及び同一の雇用管理区分における他の通常の労働者の労働条件通知書、賃金台帳等通常の労働者の労働条件が確認できる書類
  - ④ 女性の活躍推進のための目標達成を明らかにする書類
    - a 「女性の採用拡大」の場合
      - ・宣言日及び本加算の支給申請日時点それぞれにおける男女別雇用管理区分別の配置状況(人数を含む。)を確認できる組織図
      - ・本加算の支給申請日時点の労働者名簿(各労働者の性別が明記されているものに限る。)
      - ・ポジティブ・アクションの取組の結果、女性が相当程度少ない雇用管理区分に採用された女性労働者に関する採用辞令(採用日が明記されているものに限る。)等
    - b 「女性の職域拡大」の場合
      - ・宣言日及び本加算の支給申請日時点それぞれにおける男女別職務別の配置状況(人数を含む。)を確認できる組織図
      - ・本加算の支給申請日時点の労働者名簿(各労働者の性別が明記されているものに限る。)
      - ・ポジティブ・アクションの取組の結果、女性が相当程度少ない職務に配置された女性労働者に関する異動辞令(異動日及び異動先が明記されているものに限る。)等
    - c 「女性の管理職登用等」の場合
      - (a) 共通
        - ・宣言日及び本加算の支給申請日時点それぞれにおける職階級・等級ごとの男女別人数を確認できる資料
        - ・本加算の支給申請日時点で運用されている昇進規定、職務関連手当に関する規定及び役職手当規定
      - (b) 「女性の管理職登用」を目標とした場合
        - ・ポジティブ・アクションの取組の結果、管理職に登用された女性労働者に関する昇進に係る辞令(発令日※及び役職が明記されているものに限る。)等
      - (c) 「管理職登用試験合格」を目標とした場合
        - ・管理職登用試験規定
        - ・宣言日時点の女性の管理職登用試験合格者数を確認できる資料
        - ・管理職登用試験に合格した女性労働者に関する合格通知(合格日及び試験合格により昇進できることとなった役職が明記されているものに限る。)等
- ※ここでいう「発令日」とは実際に昇進した日をいいます。
- ⑤ 支給要件確認申立書(共通要領様式第1号)